

# 松江圏都市計画地区計画の決定 (安来市決定)

都市計画荒島・柳地区地区計画を次のように決定する。

名 称		荒島・柳地区地区計画				
位 置		安来市荒島町の一部				
面 積		約 1.4 ha				
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR荒島駅から南の方向へ約300m、荒島小学校と住宅地に挟まれた位置にある。地区内の市道整備にあわせ、自然に恵まれた良好な環境の住宅地の形成を図る。				
	土地利用の方針	周辺の住宅及び自然環境と調和した専用住宅としての土地利用を図る。				
	地区施設の整備方針	居住者の利便性・安全性の向上のために必要な区画道路を適正に配置し、市民の憩いの場となる公園を整備する。				
	建築物等の整備の方針	建築物の用途の制限、高さの最高限度、壁面の位置の制限等を定めるとともに、かき若しくはさくの構造の制限を行い良好な住環境の確保を図る。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		<ul style="list-style-type: none"> <li>区画道路；幅員 6m 総延長約650m</li> <li>公園；約600㎡</li> </ul>			
	地区の区分	名称	低層住宅地区	中高層住宅地区		
		面積	約0.8ha	約0.6ha		
	建築物等に關する事項	建築物の用途の制限			建築基準法別表第2（い）項に掲げる建築物以外は建築してはならない。	
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		$\frac{10}{10}$		
		建築物の敷地面積の最低限度		200㎡	200㎡	
		建築物の高さの最高限度		10m	15m	
		壁面の位置の制限				建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、自動車車庫で軒の高さが3m以下のときはこの限りでない。
		建築物の形態又は意匠の制限				建築物の屋根は勾配屋根とし、外壁は刺激的な色彩又は装飾を用いないものとする。
		かき又はさくの構造の制限				生垣その他これに類する開放性のあるものとする。
備 考		市長が公益上必要な建物で用途上又は、構造上やむを得ないと認めたものについては、地区整備計画の全部又は、一部の適用を除外することができる。				

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 健全で良好な住環境の育成と向上を図るために、本案のとおり決定する。